

退職者に対する表彰状に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

改正 令和6年3月19日南関東防衛局達第3号

退職者に対する表彰状に関する達

(目的)

第1条 この達は、防衛省において、永年にわたり職務に精励し、南関東防衛局で退職する職員に対して、その在職期間における労苦に謝意を表すため、退職者表彰の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰者)

第2条 退職者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について授与する。

- (1) 定年により退職する者
- (2) 60歳の誕生日以後、依願により退職する場合で防衛省永年勤続者表彰実施基準（昭和50年7月14日付防人1第3085号）2(1)アに該当して防衛大臣の表彰を受けた者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、表彰状を授与することが適当であると認められる者

(表彰状の授与日等)

第3条 退職者表彰は、退職の日付で行う。

- 2 退職者表彰は、別紙様式による表彰状を授与して行う。
- 3 表彰権者は、南関東防衛局長（以下「局長」という。）とする。
- 4 表彰状は、局長が授与するものものとする。ただし、事務所にあっては事務所長が伝達することができる。

(表彰の制限)

第4条 表彰状は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては授与しない。

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第46条の規定により懲戒処分を受け、当該処分の日から1年を経過しない者
- (2) 自衛隊法第43条第2号の規定により休職にされている者（公務上の傷病による休職中の者を除く。）

- (3) その者の非違により退職する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、表彰状を授与することが適当でないと認められる者

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(令和6年南関東防衛局達第3号)

この達は、令和6年3月19日から施行する。

# 表 彰 状

あなたは永年にわたり防衛省に勤務されその間南関東防衛局に在っても卓越した識見と豊富な経験を活かしてよく職務に精励されました

このたび退職されるにあたり積年の労苦を謝しこれを表彰します

平成 年 月 日

南関東防衛局長